

第4章 計画の進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町民・事業者・町の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要であることから、各主体がその役割に応じた取組を進め、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。

環境問題の中には本町だけで対応できないものもあるため、必要に応じて兵庫県や近隣市町と連携した取組を進めます。

本計画の推進と進行管理については、次の組織を中心に行います。

【環境審議会】

- ・環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき設置された機関で、学識経験者・民間諸団体等を代表する者・町その他関係機関の職員により構成されます。
- ・環境審議会は、町長の諮問に応じ、本町における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議します。

【町民・事業者等】

- ・町とともに具体的な取組に参加し、計画を実行していきます。

【広域的な連携体制】

- ・河川・池・海・緑地などの自然環境の保全やごみ処理など、周辺地域と共通する課題に対応していくために、近隣市町や県、国などと連携し、広域的な視点で取り組みます。

【播磨町（行政）】

- ・環境基本計画の推進にあたって、関係各課の環境施策の実施状況や、環境審議会や町民・事業者・各種活動団体等からの意見・提案を踏まえ、計画の進捗状況の管理、計画の見直しなどをすすめます。

2 計画の進捗管理

本計画を効果的に推進するには、進捗状況を把握・管理し、町民に公表していくとともに、取組の評価や点検を行い、問題や課題が発生した場合は速やかな措置を講じ、計画を見直していくことが重要です。

このことを踏まえ、本計画の進行をP D C A（計画→実行→評価→見直し）のサイクルに基づき管理します。

本計画の施策や取組の進捗状況、数値目標の達成状況などについて、次期計画策定時に評価を行い、将来の取組に反映するとともに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

また、本計画の施策の進捗状況を広く町民が知ることができるように、ホームページや「広報はりま」などを通じて公表します。